

暴力団等反社会的勢力排除表明

我々、一般社団法人宮城県警備業協会会員一同は、警備業が人の生命、身体、財産を守る安全産業としての自覚と誇りを持ち、適正な警備業務の提供に努めるとともに警備業に対する社会的信頼を高めるため、宮城県警察、公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター等の外部機関と連携して、次の事項を実践し、暴力団等反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者）を排除する。

1、 私たちは、現在又は将来にわたって、暴力団等反社会的勢力との雇用契約その他一切の労働契約を締結せず、不当な要求は断固拒絶する。

1、 私たちは、締結する契約書等に

暴力団等社会的勢力とは取引しないこと

取引開始後反社会勢力と判明した場合には、取引等を解約すること

などの暴力団排除条項を規定するとともに、契約締結後に契約の相手方が暴力団等反社会的勢力と判明した場合は、契約を解消する。

1、 私たちは、暴力団等反社会的勢力に関する情報を、宮城県警察、公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター等の外部機関と協力しつつ収集し、適切に活用して暴力団等反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

右表明する。

令和5年5月15日

一般社団法人宮城県警備業協会

コンプライアンス委員会委員長 川杉 謹也